

第 16 回統一地方選挙公約

地域に活力。成長で活力。

平成 19 年 3 月  
自由民主党

## 地域に活力。成長で活力。

わが国の経済分野での最大の課題は、成長を続ける全体の中にあつて、いまだに景気回復の実感がない地域をどう活性化させるかです。全体が黒字でなければ財政健全化はおろか福祉の費用も出てきません。地域間の格差を固定化させないためにも、日本全体の経済成長を確固たるものにするためにも、経済が弱い地域を活性化することが最優先課題です。

わたしたちは、国民の活動を支える基盤となる社会資本整備や公教育、年金・医療・福祉、農林水産行政など政府の基礎的な仕事は堅持しつつ、その上で限られた予算から重点的に地域活性化施策のための予算を確保しました。地域活性化は、その地域に住む人や産物、文化などを「地域資源」と考え、固有の資源を生かし、事業を生み出し、あるいは企業を立地させて雇用を生み出すとともに定住者を増やし、自立した地域づくりを目指すものです。

政府全体では、各省の役割に基づく「たての施策」を準備するとともに、地域再生・構造改革特区・中心市街地活性化・都市再生などの枠組みに基づきいわば「横串の横断的施策」をもっています。

自治体には、自らの発案で、地域資源を生かした活性化策を立案し、たての施策と横串の施策を組み合わせさせて駆使し、地域ぐるみでこれを推進していただくことを期待します。

自由民主党は全力をあげて、これらががんばる地域を支援します。

第十六回統一地方選挙公約 地域に活力。成長で活力。

目次

はじめに

「美しい国、日本づくり、ふるさとづくり」

P 1

一、地域に活力。成長で活力。

P 1

(一) 地方分権の推進と地方自治の振興

P 1

(二) 活力に満ちた国土づくりの推進

P 4

(三) 健全で豊かな地域社会の基盤づくり

P 4

(四) 陸・海・空にわたる総合的な交通ネットワークの整備

P 7

(五) 中小企業活性化のための総合的施策の推進

P 8

(六) 足腰の強い農林水産業の振興と真に豊かな農山漁村づくり

P 0

(七) 観光立国実現のための総合的施策の推進

P 2

(八) 情報通信（ICT）による住みやすい地域社会づくり

P 3

(九) 夢のある沖縄の創造

P 4

二、豊かさ、生きがい、安心を実感できる国民生活の実現

P 5

(一) 新たな戦略に基づく改革の推進

P 5

(二) 成長力の底上げと財政健全化の実現

P 5

(三) 総合的な雇用対策を強力に推進

P 6

(四) 子育てにやさしい社会の実現

P 6

(五) ホームレスの方々の自立支援対策の推進

P 7

(六) 将来とも安定した年金制度の構築、社会保険庁改革の断行

P 8

(七) あたたかみのある社会保障の構築

P 8

(八) 国民的な「食育」運動の推進

P 0

(九) 地方から築く環境立国の推進

P 0

(十) 環境・エネルギー問題へ対応した総合的政策の推進

P 2

(十一) 「世界一安全な国、日本」の復活

P 3

(十二) 災害に強いまちづくりの推進

P 4

(十三) 安全・快適で環境にやさしい交通社会の実現

P 5

(十四) 宇宙基本法の制定による宇宙開発の総合的な推進

P 6

(十五) 地理空間情報の高度活用と登記所備付地図の整備

P 6

(十六) 男女共同参画社会を目指した社会環境づくりの推進

P 6

三、世界最高の教育に向けた教育再生の推進

P 7

四、文化芸術・スポーツの振興と科学技術創造立国の実現

P 8

(一) 「美しい国」実現の基礎となる文化芸術の振興

P 8

(二) 「生涯スポーツ社会」の実現

P 8

(三) 未来を拓く科学技術の推進

P 9

五、経済の活性化と将来の安心をつくる税制改革

P 9

六、行政改革の推進					
(一) 中央省庁改革					P 3 3 0
(二) 公務員制度改革					P 3 3 0
七、平和外交の推進と確かな防衛力の整備					
(一) 主張する外交の推進					P 3 3 1
(二) 防衛体制の強化					P 3 3 1
八、憲法改正手続法案の早期成立を実現、 憲法改正に向けて国民的論議を喚起					P 3 2
九、主張する外交で拉致問題の解決へ					P 3 3
十、領土問題解決への不断の努力、新しい海洋立国の実現					
(一) 領土問題の解決					P 3 3 3
(二) 海洋立国の実現					P 3 3 3
十一、政治・党改革による清新で責任ある政治の確立					P 3 4

第十六回統一地方選挙公約 地域に活力。成長で活力。

はじめに

「美しい国、日本づくり、ふるさとづくり」

わが国は、美しい自然に恵まれ、長い歴史を持ち、世界に誇りうる文化・伝統が息づいています。その中で、国民一人一人が自信と誇りを持ち、生き生きと生活していける社会を構築すべく諸施策を推進していくことは、わが党の重要な責務です。今日、日本経済は、長い停滞のトンネルをようやく抜け出し、デフレからの脱却も視野に入るほどの改善が続いています。構造改革の成果や民間需要中心の自立的な経済成長により景気が回復し、未来への新しい展望を描けるようになり、新たな政策目標を掲げる時代を迎えました。活力とチャンスと優しさに満ち溢れ、安心して生活できる社会を目指し、世界から尊敬と信頼を受けるような、「美しい国、日本・ふるさと」をつくり上げます。

その基盤である地方自治の活力は、国を支える源でもあります。昨年の臨時国会において「地方分権改革推進法」を成立させました。また、この一月に策定の「日本経済の進路と戦略」により、今後五年間の取り組むべき経済の方向性を示しました。再チャレンジ、イノベーション等により幅広い価値を生み出し、経済の成長をさらに底支えするとともに、雇用の拡大、地域の活性化を強化していきます。地域のやる気・知恵・工夫を引き出し、雇用や農業・産業への重点取り組みなど、地域自らが必要な施策を考え実行できるよう、「頑張る地方応援プログラム」等により、地域の活力を全力で支えます。魅力あふれる地域社会の創造こそ、豊かな繁栄をもたらすものです。さらに、子育てをはじめ、老後に安心できる社会保障制度や地域医療等を確立し、地域社会のより良好な生活環境の構築に努めます。

地方の力を活力あるものに、その課題をわが党は一丸となって取り組んでまいります。

一、地域に活力。成長で活力。

(一) 地方分権の推進と地方自治の振興

1 地域の活性化と地方財政基盤の強化

「地域の活力なくして国の活力なし」との考え方のもと、地域の発想による独自の取組を推進し、「魅力ある地域」に生まれ変わるよう、「頑張る地方応援プログラム」をスタートします。独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して、三千億円程度の地方交付税措置を行い、地域

の活性化に取り組みます。

地方財政については、必要な交付税の総額を確保し、全国どのような地域でも一定水準の行政サービスを保障するとともに、地域間の財政力の格差を適切に調整します。

また、地方公共団体の強い要望を踏まえ、徹底した行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成十九年度から三年間で五兆円規模の公的資金の繰上償還等を行うことにより、高金利の地方債の公債費負担を軽減します。

地方の自己規律による財政健全化を促すため、財政情報の開示の徹底、財政の早期健全化等のための新たな再生法制を整備します。

地方公共団体の長期・低利な資金調達を可能とするよう、平成二十年十月までに公営企業金融公庫廃止後の新組織を設立します。

## 2 地方分権の推進

地方の活力なくして国の活力はありません。

私たちは、地域に支えられて生まれ、育ち、学び、そして暮らしています。活力に満ち、一人ひとりが希望と誇りを感じられる地域を創りだしていくことこそが、活力ある日本の実現につながるものと確信しています。

そのためには、地方のやる気、智恵と工夫を引き出すことが不可欠ですが、地域に住む方のニーズを現場で一番よく理解している地方公共団体が自ら考え、実行することのできる体制づくりが必要です。この観点から、地方分権を徹底して進めます。

地方自治を充実・強化するには、住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体の責任で行うことが根本であり、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大することが不可欠です。

これまでに、地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止や、いわゆる三位一体の改革として、国から地方への三兆円の税源移譲を実現するなどの改革を実施してきました。

更に地方分権を推進するため、去る第六十五回国会で成立した地方分権改革推進法に基づき、「新分権一括法案」の三年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しを徹底して行います。

また、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しに応じ、補助金、交付税、税源配分の見直しの一体的な検討を進めます。

さらに、行政全体のグランドデザインを描く見地から、道州制に関する議論を深めていきます。

## 3 市町村合併の円滑な推進と合併後のまちづくりへの積極的な支援

これからのわが国の内政においては、「市町村優先の原則」及び「補完性の原理」をこれまで以上に実現し、基礎自治体である市町村が中心となって地方自治を担っていくことが重要です。

地方分権の実現や少子高齢化社会への対応といった時代の要請に応えるため、住民に身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤を強化し、これからの日本の将来を担うに足りる市町村を形づくっていくことが求められています。

これまで旧合併特例法に基づく自主的な市町村合併を積極的に推進してきた結果、平成十一年三月に三千二百三十二であった市町村数が、平成十九年三月には千八百四となり、市町村の規模・能力は大幅に拡充されました。今後とも自主的な市町村合併を推進することで、地方自治・地方分権の主体となる基礎自治体の自主性・自立性をより高いものとし、住民の立場を尊重した責任ある行政体制を構築します。

平成二十二年三月までの現行の合併新法の期間においては、自主的な合併をさらに促進するため、引き続き各種の特例措置を講じます。

特に、合併後においても地域の自治や伝統文化などがしっかりと維持されるよう、各市町村には、新たに導入された地域自治区や合併特例区の仕組みの積極的な活用を要請します。

また、合併のための市町村間の調整などに、都道府県がしっかりと責任を果たすよう、合併構想の策定や都道府県知事による合併協議会の設置勧告などを要請します。

これまでの平成の大合併において、多くの市町村が地域の将来のために真摯な努力を傾けた結果、合併に至ったことを踏まえ、合併による効果が十分に発揮できるよう、合併後のまちづくりに対する積極的な支援を行います。

特に、合併市町村補助金については、地方からの要望に応えて、平成十八年度には総額一千億円を超える予算を確保したところですが、合併した市町村に対するその他の財政措置についても引き続き十分な支援を行います。

また、合併後の市町村の様々な課題への対応を進めるとともに、都道府県から合併した市町村へのさらなる権限移譲を要請します。

#### 4 個性的で魅力ある地域（コミュニティ）づくりと担い手への支援

地方分権の進展、市町村合併の実現により地方公共団体の役割がますます重要になるとともに、道州制の議論も始まり、地方公共団体の広域化が更に進む動きが出ています。その一方で、地域を支えるコミュニティの役割に大きな注目が集まっています。個性的で魅力ある地域をつくるには、「公」を官だけに任せるのではなく、民あるいは地域社会が主体となって支えることが重要です。

平成十九年からは、団塊の世代の大量退職が始まり、組織社会に囲われていた能力が地域社会へと開放されます。また、ICT技術の進展により、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）やCATVなど、コミュニケーション活動を支援する道具立て（コミュニティ・ツール）が急速に整ってきています。

このような社会環境の変化を踏まえ、すべての人が、これまでの社会的・物理的制約を超えて、生き生きと生活できる人にやさしいまちづくりのため、

- ・ 子育て・教育など次世代の育成
- ・ 少子・高齢社会に対応した医療介護等地域福祉の充実
- ・ 地域の歴史・文化の掘り起しによる地域アイデンティティの確立
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進
- ・ 地域経済活性化・生活関連社会資本整備の促進

- ・ 安全・環境等の住民生活向上の推進
  - ・ 住民やNPO等による地方の活性化への取組みの促進
  - ・ 循環型の地域社会づくり
  - ・ 都市の再生や防災対策
- などの多様な局面で、地域の発想と住民の積極的参加に基づく自主的・主体的な地域づくりを支援します。

特に、これらの活動を支える人づくりが重要であり、ソフトパワー発揮のためには、祭りや日々の暮らしを支えてきた町内会や消防団、老人クラブなどを再活性化するとともに、企業、NPO、小中学校、大学、地域の金融機関、地方自治体など、地域の様々な担い手が参加・協働し、地域の発展や課題解決に向けた新しい「地縁」と「機能的縁」が合体したネットワークの構築に向けて、法的制度的枠組みの整備も含めた施策の充実を検討します。

## (二) 活力に満ちた国土づくりの推進

### 1 全国から地域まで一貫した国土計画の推進

日本全体がバランスよく発展し、美しい日本の姿を形づくるため、多様な広域ブロックの自立的な発展を目指す国土づくりの長期的な指針である国土形成計画の策定に取り組みます。全国計画については本年中頃を目標に策定し、広域地方計画についてはその策定後一年後を目標に策定することとし、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のあり方を提示します。

### 2 安全・安心な水資源確保を図る総合的水資源政策の推進

水利用の安定的確保、災害時における非常用水源など新たな社会的ニーズへの対応等の諸課題の観点から、水資源開発基本計画の着実な推進により水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進するとともに、地震災害時における地下水利用等のあり方を検討します。また、地球温暖化等の影響による降雪量の減少や年間降水量のバラツキの増大などの気候変動により、渇水の危険性が増大するなかで、水資源に与える影響や既存ストックの有効活用等渇水対策を検討し、水資源の安定的確保を図ります。さらに、水源地域の保全・活性化の推進のため、NPO等多様な活動主体の支援など、水源地域とダムの恩恵を受ける下流地域が一体となった施策を実施します。この他、本年十二月に大分県で開催される第一回アジア・太平洋水サミット等を通じて国際的な水問題の解決に貢献します。

## (三) 健全で豊かな地域社会の基盤づくり

### 1 自立した個性ある地域の形成のための基盤整備

国土形成計画の考え方に沿って、民間と連携した地域の発意による広域的な地域活性化戦略を推進するため、地域活性化を支える基盤整備と地域づくりに



対する支援等、ハード・ソフト一体の幅広い支援メニューを揃えた地域自立・活性化交付金等の総合的な支援制度を創設します。

また、都市構造の再編を図るための環状道路や地域間の交流を促進する高速道路ネットワークの整備、空港機能及び国際港湾機能の強化、広域的な都市鉄道ネットワークの形成を図るための支援策等による幹線交通体系の整備、地域公共交通の活性化・再生に関する総合的な支援や都市・地域における総合的な交通戦略、高速道路料金の引き下げなどによる高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置など自立した個性ある地域の形成を推進します。

## 2 全国各地におけるにぎわいの創出

中心市街地の再生を図るため、中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣による基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地や、街なか居住等を推進します。また、まちづくり交付金等の支援制度の活用や民間による地方都市の再生プロジェクトの資金調達の円滑化などにより、まちのにぎわいの促進を図ります。さらに、みなと振興交付金の活用等により、地域の知恵と工夫を活かした美しく活力あるみなと空間の形成を促進します。この他、各種事業に対する補助制度の支援策等により、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備、道路、公園、駐車場等の都市基盤整備等を重点的に実施します。

## 3 都市の再生

優良な民間都市開発を支援する特例措置の延長、まちづくりの担い手への支援の拡充等により、民間の力による都市再生の一層の推進を図ります。また、都市再生に資する都市部における地籍整備を推進します。さらに、豊かで快適な魅力ある都市づくりを推進するため、電線類の地中化や景観法の活用による良好な景観の形成、開かずの踏み切りの解消、沿道環境が厳しい交差点における交差点立体化を推進するなど都市生活の質を高めるための環境整備を推進します。この他、三大都市圏において、大阪湾臨海地域の開発整備、琵琶湖総合保全、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の整備、大深度地下の利用を推進します。

## 4 地方振興策の推進

快適で魅力ある地域社会と地域の創意工夫を活かした自立的発展を促進するため、北海道、豪雪地帯、離島、半島、奄美群島・小笠原諸島の振興を推進します。

## 5 住まいの豊かさの実現

### (1) 総合的な住宅政策の推進

住宅・建築物の安全性に対する信頼を早期に回復するため、建築基準法、建築士法の改正に続き、住宅購入者の保護のため、新築住宅の瑕疵担保責任が確実に履行されるよう売主等に資力確保を義務付ける制度を早急に導入します。国民一人ひとりが住まいの豊かさを実感できるよう高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保を図るための「住宅セーフティネット法」を制定するとともに、

民間事業者主体等による良質な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度を創設し、民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業について実施地区の拡大を推進します。さらに、住宅と福祉サービスの一体的・総合的な提供を支援する制度を推進します。また、地域活性化促進のため、地方定住、田園居住など国民が多様な住宅・居住環境を選択できるようにするため地域住宅交付金の活用を図るとともに、優良田園住宅等の整備を推進します。安心して取引できる中古・リフォーム市場の整備や老朽化したマンションの建替えの円滑化や耐震性の劣るマンションの耐震改修を推進するための総合的な支援策を実施します。

#### (2) 「2000年住宅」の推進

昨年成立した住生活基本法の理念に基づき、国民が安心と安全を実感できる住宅をもてるような制度を整えます。これまでの住宅は平均三十年ごとに建て替え、資源を浪費してきました。その結果、余計な産業廃棄物を生み出すだけでなく、欧米より割高な住宅費用を負担してきました。これからは、いいものを作り、きちんと手入れし、長く使う、「ストック型社会」を目指さなければなりません。住宅はロングライフです。人生の中で、家族構成や年齢に応じて容易に住宅を選べるように、流通市場の整備、超長期融資や住宅履歴などの制度や仕組みを「2000年住宅ビジョン」にまとめあげ、その実現を推進します。

#### 6 バリアフリー社会の実現

高齢者・障害者等が安心して円滑に生活できる生活環境を実現するため、昨年十二月に施行されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関、歩行空間、都市公園、住宅・建築物等の一体的・連続的なバリアフリー化を推進します。このため、鉄道駅におけるエレベーター等の設置、ノンステップバス等の導入促進、福祉タクシーの普及促進等総合的な公共交通機関のバリアフリー対策を推進するとともに、車いすでも利用可能なトイレの設置等による公園施設のバリアフリー化、エレベーターや幅の広い廊下等の整備による建築物のバリアフリー化を進め、また、これらの高齢者、障害者等が利用する施設を結ぶ歩行空間において、市街地部での幅の広い歩道の整備、歩道の段差の改善、無電柱化等のバリアフリー化を強力に推進します。また住宅のリフォームを支援すること等によりバリアフリー化を推進します。

#### 7 公共事業の透明性、効率性の推進

公共事業については、真に国民に必要とされる事業を展開するため、事業評価の厳格な実施、コスト構造改革を進めるとともに、事業のスピードアップを図ることにより効果的で効率的な社会資本整備を推進します。また、民間の資金・能力を活用し、効率のかつ効果的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、PFI方式の導入を積極的に推進します。

#### 8 建設業の活力の回復

談合事件や工事の品質低下が懸念されるダンピング受注など建設業に対する信頼が揺らいでいることを踏まえ、公共工物品質確保法による入札契約制度の改革などを通じて、公正な市場環境の整備を図るとともに、地域の中小・中堅

建設業の経営基盤の強化を促進することにより建設業の活力の回復を図ります。

#### (四) 陸・海・空にわたる総合的な交通ネットワークの整備

##### 1 整備新幹線、港湾、空港整備の計画的推進

整備新幹線は、二十一世紀における重要な国家的プロジェクトであり、平成十六年十二月の政府・与党申合せに沿って、北海道新幹線（新青森・新函館間）、東北新幹線（八戸・新青森間）、北陸新幹線（長野・金沢（白山総合車両基地）間及び福井駅部）、九州新幹線（鹿児島ルート）（博多・新八代間）及び九州新幹線（長崎ルート）（武雄温泉・諫早間；地元調整が整った場合）の建設を着実に推進します。また、幹線鉄道の高速化等の整備を引き続き推進するとともに、都市鉄道については、通勤・通学時の混雑緩和等を促進する観点から、地下鉄、ニュータウン鉄道・空港アクセス鉄道、貨物鉄道の旅客線化、低床式次世代型路面電車（LRT）の整備を推進します。併せて、超電導磁気浮上式鉄道（超電導リニア）やフリーゲージトレイン等の技術開発を積極的に推進します。

物流改革と地域経済の再生を図るとともに、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現のため、大水深岸壁の重点的整備、内航海運・鉄道輸送等との円滑なネットワークの構築等、ソフト・ハード連携した取組みによりスーパードクタープロジェクトを推進します。また、大規模地震・津波等に際しても物流機能の確保を図るため、港湾における耐震強化岸壁や臨海部防災拠点の整備を推進します。さらに、海面処分場、緑地整備や自然再生を推進し、循環型社会の構築と環境問題に対応した港湾の整備を推進します。

空港については、大都市圏の空港容量の確保と国際拠点としての機能強化のため、羽田空港の再拡張事業等を着実に推進するとともに、成田国際空港、関西国際空港の整備を推進します。一般空港については、滑走路延長等の継続事業の着実な推進及び航空サービスの高度化など質的充実を図るとともに、離島空路線についてネットワークの維持と活性化を促進します。

##### 2 国際水準の物流ネットワークの整備

わが国経済の国際競争力を高め、豊かな社会を実現するため、国際水準の物流ネットワークの構築に向けて、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路の整備、国際標準コンテナ車が支障なく通行可能となる国際物流基幹ネットワークを整備するとともに、高速道路料金の引き下げなどによる高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずるなど総合的な物流対策を推進します。

##### 3 地域の活力を高める交通施策の展開

公共交通機関は高齢者、児童・生徒をはじめとする地域住民にとり、生活交通の手段として不可欠であり、地方生活路線バス運行の確保や利用促進のための総合対策、地方鉄道活性化施策、離島航路の運航確保等を推進します。また、市町村、公共交通事業者等の地域の関係者が行う地域の公共交通の活性化・再

生に関する取組等に対する総合的な支援制度を創設するほか、線路と道路の両方を走行できる車両（DMV）や磁器誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両（IMTS）など新たな輸送サービスの導入円滑化を進めます。さらに、都市・地域における安全で円滑な交通を確保するため、地域の協議会等が策定する総合的な交通戦略に基づき、低床式次世代型路面電車（LRT）・輸送力を向上させた高速バスサービス（BRT）の整備、交通結節点の改善、駐車場整備等の取組みを支援します。

#### （五）中小企業活性化のための総合的施策の推進

##### 1 中小企業対策予算及び中小企業税制の拡充強化

平成十九年度中小企業対策費については、約千六百十六億円と比べ厳しい財政事情の中、九億円増の約千六百二十五億円計上しており、中小企業対策に全力を傾注します。また、以上の予算措置に加え、平成十九年度税制改正における中小企業関係の減税規模四千八十億円となり、中小企業対策の拡充強化を強力に支援します。

##### 2 地域・中小企業の活性化

地域の中小企業が自立的・持続的な成長を目指していける環境を整備するため、各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して、中小企業が新商品・新サービスを開発し販売する取組みを支援します。

また、企業立地の促進は、地域に雇用と所得を生みだし、地域経済を活力に溢れたものとします。このため、地域の特色をいかした企業立地の促進に向けた取組みを、規制緩和や人材育成等を通じて全面的に支援し、地域経済の活性化を目指します。

##### 3 不動産担保に依存しない融資の推進

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資制度を推進します。中小企業向け融資総額は約二百五十五兆円であるのに対し、土地の資産規模は約八十六兆円であり、不動産を担保とした融資だけでは、資金調達の大幅な改善は見込めません。他方、売掛金債権や在庫については、それを上回る約百三十八兆円となっており、こうした資産を活用する融資手法は、従来以上に円滑な資金調達を可能にします。

既に、平成十三年末に売掛金債権担保保険を創設し、売掛金債権を担保とした融資が根付きつつありますが、今般、担保の対象に在庫を追加し、「流動資産担保保険」へと拡充することにより、中小企業が持つ売掛金債権及び在庫を担保とした融資を更に推進します。

##### 4 中小企業の再生支援

全国に設置された「中小企業再生支援協議会」を軸として、きめ細かく中小企業の再生を支援します。事業再生支援のための金融の拡充など様々な施策を結集して支援するとともに、中小企業再生支援協議会の機能強化を図るなど、

中小企業の再生支援を強化します。さらに、事業再生に取り組む中小企業に対する資金調達を円滑化します。年間約六百の中小企業が、民事再生法や会社更生法を利用して事業再生に取り組んでいます。こうした中小企業においては、事業の継続や再構築などのための資金が必要となりますが、再生手続中はリスクが高く、民間金融機関による融資は極めて限定的となっているのが実情です。特に、再生手続の初期段階にある中小企業の資金繰りは困難となるため、こうした段階での資金供給（アーリーＤＩＰ）を充実させる必要があります。このため、「事業再生保険」を創設し、民事再生法に基づく再生手続等を利用して事業再生に取り組む中小企業の資金調達の円滑化を図ります。

#### 5 ものづくり中小企業への支援

地域の中小企業の競争力の維持・強化のため、中小企業が行うものづくり基盤技術の高度化のための研究開発や、中小企業の技術継承を円滑化するためのモノ作り人材の育成など、ものづくり中小企業への支援を強化します。

#### 6 人材の充実・育成支援

中小企業の新事業展開を支援するため、企業ＯＢ等の経営戦略等を助言する人材とのマッチングや、創業や経営革新の裾野を拡大するため、創業塾、経営革新塾等による人材育成を支援します。

#### 7 商店街の活性化

商店街の活性化を図り、住みやすく、コンパクトで賑わいあふれ、若者からお年寄りまであらゆる世代から愛されるまちづくりを進めることが重要です。

このため、改正中心市街地活性化法の適切な運用を図るとともに全国の商店街において、少子高齢化等に対応する商業基盤施設の整備や空き店舗を活用した託児施設・高齢者交流施設の設置・運営等に対する支援の他、中小小売商業者等の意欲的な取組みを支援します。

#### 8 中小企業向け融資における経営者個人保証の徴求緩和

何度でもチャレンジできる社会を構築するために、過去に「事業」に失敗した者による再起業を支援することも極めて重要です。再挑戦を行う者には第三者保証非徴収の徹底・拡充、本人保証免除の融資制度の創設・拡充、流動資産担保保証制度の創設など、融資・保証制度の創設や個人保証に依存しない融資を推進します。

#### 9 下請中小企業対策の充実強化

厳しい金融経済情勢の下、親事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法の遵守の徹底等により、下請中小企業者の取引の適正化を図るとともに、行政側の厳正な運用を求めます。

#### 10 小規模・零細企業対策の推進

わが国の企業の約九割を占める小規模・零細事業者は、日本経済を支える基盤であり、その活性化と経営力強化が極めて重要です。このため、国民生活金融公庫による小企業等経営改善資金融資（マル経）の推進、新創業融資制度の拡充等により、小規模・零細事業者の資金調達の円滑化を図ります。また、「ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業の推進、創業塾・経営革新塾の開催等により、

小規模・零細事業者による新たな事業展開や経営革新に対しきめ細かな支援を行います。

また、個人事業主を中心とした小規模企業対策の観点から、市町村合併に伴う商工会議所・商工会のあり方について、本年度までに組織強化のため、抜本的な見直しを行います。

## (六) 足腰の強い農林水産業の振興と真に豊かな農山漁村づくり

### 1 農政改革の着実な推進

今日、農業従事者の減少・高齢化など農業の生産構造のぜい弱化が進行しており、これに的確に対応していくことが農政の最重要課題です。このため、新たな経営安定対策の導入をはじめとする農政改革を着実に推進し、将来にわたって国民に安定的に食料を供給できる体質の強い農業の実現を目指します。新たな経営安定対策では、小規模農家であっても、集落営農という形にまとまっていたことで対象となれるように措置しています。こうしたことも含め、地域の実情に応じて多様な担い手を育成することで、わが国農業の持てる力を最大限に引き出していきます。

また、国民に食料を安定的に供給していくことは、国の基本的な責務であり、食料自給率の向上に向けて、「食育」と「地産地消」の全国展開や経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進等、消費・生産の両面にわたる取組を進めます。

### 2 新たな課題への挑戦

農林水産業を二十一世紀の戦略産業として発展させていくため、農林水産業・農山漁村における意欲的な取組を後押しすることで、農林水産業・農山漁村の新たな境地を開拓します。

日本全国津々浦々の農山漁村には多くのバイオマスが存在します。バイオマスの利活用は、地球温暖化防止や循環型社会の形成のほか、従来の食料等の生産の枠を超えて、農林水産業の新たな領域を開拓するもので、地域の活性化や雇用の創出にもつながります。こうした観点から、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大などバイオマスの利活用の加速化を図ります。

また、農林水産物の輸出拡大は、農林漁業者の経営安定はもとより、地域経済の活性化、日本の食文化の海外発信にも大きく貢献するものです。輸出額を平成二十五年までに一兆円規模とすることを目指し、民間による輸出の取組を後押しするため、輸出環境の整備や日本食・日本食材の海外への情報発信などに全力で取り組めます。

### 3 食の安全と消費者の信頼の確保

国民の生命と健康の保護を第一に、食品の安全確保と消費者に信頼される食品供給体制の確立に向けて全力で取り組みます。

最近の「食」の信頼を揺るがす事件の発生を契機として、食品の安全に対する国民の関心が高まっていることに応え、食品企業に対し、関係法令の遵守を

徹底するとともに、衛生管理の改善等を支援します。

また、食品の安全を確保するため生産段階から消費段階にわたり科学的データに基づいたリスク管理の推進、おいしく安全な農産物生産のための新たな工程管理の導入、食品表示の適正化等の取組みを進めます。

#### 4 家畜伝染病への的確な対応

高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病の発生に対しては、国内におけるまん延防止、消費者等への正確な情報の提供、生産者への支援等の対応に万全を期すとともに、海外からの侵入を防止するための動物検疫の確かな実施や早期の感染経路の究明に努めます。

#### 5 農山漁村の活性化

農山漁村は、心豊かな暮らしと、自然、文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えていきます。こうした農山漁村の活性化を図るため、農山漁村における居住者・滞在者を増やすという新たな視点からの対策を総合的に推進するほか、地域共同により農地・水・環境を守る活動等に対する支援、生産基盤及び生活環境の整備などに積極的に取り組めます。

また、再チャレンジが可能な社会の構築に向けて、定年後の団塊世代や若者等の農林漁業への就業や農山漁村での二地域居住等を積極的に推進します。

#### 6 WTO/EPA交渉への全力対応

WTO農業交渉については、わが国は、「多様な農業の共存」を基本理念とし、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を目指して交渉に臨んでおり、わが国の主張が十分反映され、今次ラウンドが成功裡に終結するよう取り組みます。

また、EPA・FTA交渉については、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、各国・地域との交渉を推進します。特に、農業大国である豪州とのEPA・FTA交渉については、「守るべきもの」はしっかりと「守る」との固い方針の下、粘り強く対応します。

#### 7 森林・林業・木材産業、山村政策の推進

森林は、国土保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民全体に恩恵をもたらす「緑の社会資本」であり、「美しい国づくり」の礎です。

京都議定書の第一約束期間を目前に控え、森林吸収目標の達成のためにも、間伐等多様で健全な森林の整備・保全を強力に推進し、「美しい森林づくり」を展開します。

「美しい森林づくり」のためには、国産材の利用拡大を通じた林業・木材産業の再生が不可欠であることから、森林施業の集約化や川上・川下の連携等を通じて木材の生産・流通に関する構造改革を行います。また、消費者のニーズに対応した製品開発やバイオマス資源としての活用等、国産材の利用拡大に取り組めます。さらに、こうした取組みを支える林業の担い手の確保や山村地域の活性化等を推進します。

幅広い国民の理解と協力のもと、森林・林業・山村の再生に向け強力に取り組めます。

## 8 水産政策の展開

わが国水産業・漁村は、国民の食生活に欠かせない水産物の安定供給という極めて重要な役割を担うとともに、環境・生態系の保全、居住や交流の場の提供等の多面的機能を有し、国民生活の向上に大きく寄与しています。

他方、水産業・漁村をめぐる情勢は大きく変化しています。世界の漁業生産量は約1億トンで頭打ちとなる一方、世界的に水産物の需要が高まっており、今後需給関係はひっ迫基調となることが予想されます。国内の水産業については、周辺水域の資源状況が悪化し、漁業者の減少・高齢化、また、漁船の高齢化が進むなど、漁業生産構造の脆弱化が懸念されています。さらに消費者の食の外部化、急速な「魚離れ」の進行など、消費流通構造が大きく変化しています。

このような情勢の変化を踏まえ、新たな水産基本計画に基づいて水産政策の改革を進めます。

具体的には、まず、国際競争力のある漁業経営体を育成するため、古くなられた漁船の更新を加速化させる漁船漁業構造改革の推進や、収入の変動が漁業経営に大きな影響を及ぼさないようにするための経営安定対策の導入を推進します。

次に、水産物の加工・流通の合理化と産地の販売力を強化するため、産地市場の統廃合や流通拠点の整備を推進する一方、前浜と消費地を結ぶ多様な流通経路の構築を図ります。消費者に対する魚の旬や栄養特性などの情報発信の充実を図り、魚食普及を推進します。

また、我が国周辺水域における水産資源を回復するため、沖合域での漁場整備や磯焼け対策を行うとともに、資源回復計画を推進します。

さらに都市部との生活環境の格差が大きい漁村地域に対して、災害に強い安全で活力ある漁村づくりのため、防災力の強化と生活環境の整備を推進します。

民主党の農業政策は、貿易自由化の促進が大前提となっておりますが、その一方で各農家に支払う「戸別所得補償制度」を創設するとしています。しかし、これでは大きな財政負担を伴う単なるバラマキ施策であり、現行のせい弱な農業の構造を破壊するだけでなく、WTOの貿易ルールなど国際的な流れにも逆行するものです。また、「食料完全自給体制の確立」という主張についても、現在、海外に依存している農業生産を全て国内で行うことになるため、現実的ではありません。

このように、民主党の主張は、税金の無駄遣いで国民の理解を得られないばかりか、農業を破壊し、意欲と能力のある将来世代のやる気をなくす非現実的で無責任なものです。

### (七) 観光立国実現のための総合的施策の推進

観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昨年わ



が党が中心となつて「観光立国推進基本法」を制定しました。今後とも二〇一〇年に訪日外国人旅行者を一千万人にするため国際会議の誘致等を含めビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化により外国人観光客の訪日を促進するとともに、国内観光旅行の促進、国際競争力の高い観光地の形成等のための観光ルネサンス事業の拡充、新たな顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえたニューツーリズムの創出と流通の促進、国内観光地へのアクセス等を強化する道路の整備等により魅力ある観光地・観光産業の創出を図ります。また、国際観光振興や経済活性化に効果的な総合エンターテイメント導入のための検討を進めます。

#### (八) 情報通信(ＩＣＴ)による住みやすい地域社会づくり

情報通信(ＩＣＴ)が、地域社会の発展、国民生活の利便や質の向上に活かされるとともに、人口減少下において経済活力を發揮させるよう、あらゆる政策手段を講じてまいります。これらを通じ、世界のモデルとなる元気で住みやすい地域社会をつくり、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークが使って、その恩恵を誰もが実感することができるユビキタスなＩＣＴ社会の構築を実現します。

##### 1 格差のないＩＣＴ基盤の整備

ＩＣＴを利用して、地理的な条件に関わらず、等しく医療や教育などのサービスを受けることができるネットワーク基盤を整備するため、政府・地方公共団体・民間事業者によるブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた取組を支援します。

また、国民一人ひとりに広く普及しているテレビ放送については、二〇一一年の完全デジタル元年に向け、地上デジタル放送への全面移行に万全を期すため、政府・与党一体となつて放送事業者、メーカー等の取組を推進します。

さらに、全ての国民がＩＣＴ社会へ参加することを可能とするため、ＩＣＴのリテラシー(読み書き能力)の向上、誰でも使いやすいＩＣＴ技術の開発、字幕放送の普及などを促進します。

##### 2 地域におけるＩＣＴ利活用の促進

魅力ある地方、自立する地方の確立を図るため、地場産品の流通促進、育児や介護支援などに役立つ先進的な情報通信システムの構築、さらにそのシステムの運用のための地域における体制づくりを支援します。

##### 3 ＩＣＴの高度な利活用の促進

地域の児童の安全を確保するため、電子タグ等を活用した「子供見守りシステム」の構築を推進し、安心・安全な地域社会を実現します。また、ＩＣＴを活用して場所にとらわれない柔軟な働き方を実現するテレワーク人口を倍増させるための取組を進めます。さらに、学校のＩＣＴ環境の整備や医療報酬明細書(レセプト)のオンライン化など教育・医療等の分野におけるＩＣＴ利活用を促進し、サービスの質の向上を図ります。

#### 4 生産性の向上、競争力・ソフトパワー強化

地場産業をはじめ我が国の企業活動の生産性向上を図るためには、あらゆる社会経済活動の基盤であるICT産業の国際競争力を強化することが不可欠です。研究開発、標準化、人材育成、ベンチャー支援などを通じ、ICT産業の競争力を強化します。

さらに、文化・伝統などが国の持つ魅力（ソフトパワー）を積極的に海外に発信し、地域を含めたわが国社会経済の活力を増大させます。

#### 5 安心・安全の確保

国民がICTを安心・安全に利用できる環境を整備するため、ネットワーク上の違法・有害情報やウイルス、迷惑メール等への対策を進め、情報セキュリティの確保に努めます。

#### 6 電子政府・電子自治体の推進

各家庭と政府・自治体はオンラインで結ばれ、行政窓口に足を運ぶことなく各家庭で行政手続を済ませることが出来る環境は整備されてきています。今後は、国民が整備された環境による利便性・サービスの向上を実感できるように、政府・自治体を通じてオンライン利用の促進を始めとした取組みを推進していきます。

また、ICTを活用して、住民サービスの向上、地方公共団体の業務の簡素化・効率化、地域の課題解決を促す施策や、情報セキュリティ対策などを推進します。

#### 7 民営化後の郵便局ネットワークの活用による地域への貢献

本年十月から郵政民営化を実施します。

民営化後においても、国民共有の財産である郵便局ネットワークの水準を維持しつつ、新しい時代及び地域（コミュニティ）の様々な要請に応えるため、地域の皆様とともに、新しい郵便局ネットワークの将来像を確立し、「美しい国」づくりに貢献していきます。

#### （九）夢のある沖縄の創造

沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画（平成十四年度～二十三年度）は、後半の五年を迎えました。その基本的方向を踏まえつつ、亜熱帯気候による豊かな自然環境や優れた伝統文化、アジア・太平洋諸国に近接する地理的特性など沖縄の魅力や優位性を活かし、観光産業の更なる振興をはじめ、新たな情報産業の振興、沖縄科学技術大学院大学の設立構想を推進します。また、新石垣空港等の社会基盤の整備や離島活性化などの諸施策を推進し、引き続き沖縄の自立型経済の構築を目指します。

二、豊かさ、生きがい、安心を実感できる国民生活の実現

(一) 新たな戦略に基づく改革の推進

安倍内閣が目指す日本の姿は、世界の人々が憧れと尊敬を抱き、子どもたちの世代が自信と誇りを持つことができるように、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた「美しい国、日本」です。そして、日本を、二十一世紀の国際社会において新たな模範となる国にすることです。そのため、美しい国づくりに向けて新たな戦略の下で、改革への取組みを加速・深化する必要があります。

「美しい国」を実現するには、その基盤として、活力に満ちた経済が不可欠です。このため、日本経済を中長期的に新たな成長の舞台に引き上げていくことが重要であり、今後五年間に取り組むべき改革の方向性を示した「日本経済の進路と戦略」を策定しました。これに基づき、革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなど世界の活力をわが国に取り入れるオープンな姿勢により、新成長戦略を力強く推し進めます。

「未来は開かれていく」との信念の下、新しい可能性を切り拓くため、様々な改革を実現していきます。

(二) 成長力の底上げと財政健全化の実現

日本経済は、長い停滞のトンネルを抜け出し、ようやく正常な状態に戻りつつあります。バブル崩壊後の負の遺産を克服し、息の長い景気回復が続いていきます。

現在、経済環境は好転していますが、グローバル化や少子高齢化など大きな社会変化に対応した、新しい経済・社会の仕組みを作り上げるため、「日本経済の進路と戦略」に沿った可能性を切り拓く改革を進めます。

努力した人と汗を流した人が、報われる社会にしていくことを目指し、経済成長を下支えする基盤である、人材能力、就労機会、中小企業等の向上を図り、チャンスを最大限拡大していきます。この雇用政策、社会保障政策、産業政策の一体化した複合戦略により成長力の底上げを図ります。

国と地方の行財政改革を推進し、財政健全化に取り組みます。二〇一一年度には、国と地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化します。そのため、今後の予算編成にあたり、税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向けるなどの原則を儲け、歳出削減を計画的に実施します。平成十九年度予算編成においては、新規国債発行額を過去最大の四兆五千億円減額することなどにより、あわせて六兆三千億円の財政健全化を実現しました。

回復基調を持続させ、企業から家計へ、また日本全体へと回復をいきわたらせていきます。

(三) 総合的な雇用対策を強力に推進

経済社会の構造変化の中で、誰もが安心・納得して多様な働き方が可能となる社会を実現するため、雇用と生活をめぐる様々な課題に総合的に取り組みます。

就職氷河期に正社員になれなかった若者や、女性・高齢者等の再チャレンジを支援します。

パートタイム労働者の均衡処遇の確保をはじめとする公正な労働ルールを整備します。最低賃金制度の見直し等によるセーフティネットの拡充を図ります。

1 長時間労働の抑制

長時間労働を抑制するため、時間外労働の割増賃金率の引上げについて努力義務を課すとともに、特に大企業については月八十時間を越える分について五十%の割増率の引上げを法定化します。また、時間外労働の削減に取り組む中小企業に対する助成金の創設などの支援の充実を図ります。

2 若年者問題

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーターなどに対し、新たな就職・能力開発支援を行うとともに、新卒一括採用システムの見直しなど、若者の雇用確保の確保に取り組みます。

3 良好な雇用機会の創出・確保等（地域雇用対策）

雇用情勢が特に厳しい地域と雇用創造に向けた意欲が高い市町村等の地域による取組みに対する支援を重点的に推進します。

4 パート労働者の待遇の改善

パート労働者一人一人が安心して納得して働くことができ、希望すれば正社員への道が開けるようにするため、パート労働法を改正し、パート労働者の働き方に応じた均衡待遇の確保や正社員への転換を推進します。

5 年齢制限の撤廃

若者、女性、高齢者の就職機会の拡大を図るため、事業主の努力義務となっている労働者の募集・採用に係る年齢制限を禁止します。

また、熟練の腕を活かした再就職や、農林漁業への就業の支援等、高齢者や団塊の世代の活躍の場を拡大します。

6 団塊の世代の技能継承

これまで、ものづくりの現場を支えてきた団塊世代の有する熟練した技能・技術を、次世代を担う若者等に円滑に継承するための支援を行います。

(四) 子育てにやさしい社会の実現

1 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

二〇三〇年以降の若者人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みんなで支援する「国民総参加の子育てに優しい社会」の実現を目指し、「子どもと家族を

応援する日本」という重点戦略を策定します。

2 地域社会を通じた子育て家庭支援対策の拡充

少子化の流れを変えるため、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや大きな価値を感じることでできる社会の実現を目指し、生後四ヶ月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の実施や地域における子育て支援拠点の拡充、総合的な放課後児童対策の実施、児童手当の乳幼児加算の創設など、子育て家庭を社会全体で支援する取組みを推進します。

3 多様な保育サービスの充実

保育所待機児童の解消を目指す「待機児童ゼロ作戦」を平成十四年度より推進した結果、保育所の受け入れ児童数について、平成十六年度までに目標を上回る十五・六万人増加させることができました。引き続き「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童の解消に向けて取り組みます。また、延長保育、休日保育、一時保育やパート労働者等のための特定保育等の多様な需要に対応した保育サービスの拡充します。

4 子育て生活に配慮した働き方の改革

子育てとの両立など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取れた働き方ができるよう、長時間労働の是正やテレワークの推進、育児休業や子育て期の短時間勤務等の両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進など、働き方の改革を推進します。

育児休業給付について、休業前の賃金の四割から五割に引き上げます。育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設します。

5 児童虐待防止対策の充実など子どもや家庭の安心・安全の確保

子どもを守る地域ネットワークの全市町村への設置を進めるなど児童相談所や市町村の体制の一層の強化を図り、地方自治体と、警察、教育機関などの関係機関、地域住民が力を合わせて、児童虐待により子どもが命を落とすことのない社会を目指します。また、配偶者からの暴力被害者への施策については、再チャレンジ支援総合プランにも盛り込み、対策の充実を図ります。あわせて、小児救急を含めた小児医療の充実を推進します。

6 総合的母子家庭等自立支援対策の展開

母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭等対策を推進します。特に就労支援については、再チャレンジ支援策の一環として施策の推進を図ります。

(五) ホームレスの方々の自立支援対策の推進

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び同法に基づく「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき、総合相談推進事業や自立支援事業を推進します。

また、就労による自立については、これを図るため、きめ細かな職業相談や

就業ニーズに応じた求人開拓等を行うとともに、技能講習事業、就業支援事業等を推進します。

(六) 将来とも安定した年金制度の構築、社会保険庁改革の断行

わが国の公的年金制度は老後の所得保障の主要な柱として、名実ともに国民生活に欠くことのできない重要な役割をはたしています。平成十六年の年金改革において構築された枠組みの下、年金財政をしつかりと検証し、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化の中でも安定した制度の運営を行っていきま

す。  
あわせて、官民の公平性や制度の安定性を確保するため、厚生年金と共済年金の一元化を早期に実現するとともに、基礎年金の国庫負担の割合を平成二十一年度までに二分の一へ引き上げます。

社会保険庁改革は、わが党が責任を持って進めてきましたが、度重なる不祥事を踏まえ、国民の目線に立った改革を徹底的に進めるため、昨年末に改革方針をまとめました。まず、公的年金の運営を再構築し、国民の信頼を回復するため、社会保険庁は廃止、解体、六分割します。公的年金についての責任は国が担いますが、その運営実務は、国の委託により、非公務員型の新法人に行わせます。また、民間へのアウトソーシングも積極的に行って、一層の合理化・効率化とサービスの向上を図ります。

民主党の年金改革案は、混迷を深めています。これまで民主党は「基礎年金の全額税方式化」、「年金目的消費税（三％）の導入」を声高に主張してきましたが、昨年末発表された案では、「年金目的消費税の導入」はどこかに行ってしまうました。自らの提案の根幹をさしたる説明もないまま変更して、責任ある政党と言えるのでしょうか。

しかも、基礎年金を全額税方式にするには、平成二十一年度ベースで約十六兆円もの巨額の税金が新たに必要となりますが、この巨額の財源をどう手当てするのでしょうか。民主党は「消費税率は現行を維持」と繰り返すばかりです。

(七) あたたかみのある社会保障の構築

1 介護保険制度の着実な実施で老後不安の解消

介護保険施行後七年が経過し、サービスの利用者が増加する中で、制度を持続可能なものとしつつ、高齢者の方々がより長く、元気に生活を楽しめるよう、介護予防を推進します。

また、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービスなどを拡充し、「地域ケア」体制を構築します。

さらに、認知症高齢者対策や、ユニットケアの推進等による施設サービスの質の向上にも積極的に取り組みます。

## 2 国民が安心・信頼してかけられる医療の確保

わが国の医療制度は、世界最高水準の平均寿命と高い保健医療水準を実現し、国際的にも高い評価を受けています。

急速な高齢化の進展に伴う医療費の増加が見込まれる中においても、国民皆保険制度を維持し、国民が安心して良質な医療を受けることができる体制を構築していくことが不可欠です。

このため、先般成立した医療制度改革法に基づき、新たな高齢者医療制度の創設など、超高齢社会を展望した医療保険制度体系の見直しを行うとともに、医師確保対策の推進や医療情報提供体制の充実など、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制整備を進めます。

## 3 健康を守るための食品安全対策の整備

国民の健康の保護を図るため、輸入食品の監視指導や食中毒対策などを通じて、食の安全確保に取り組みます。また、消費者等との意見交換会を積極的に推進するなど、食の安全に関する正確な情報の普及啓発を図ります。

## 4 健康で安心できる国民生活の確保

わが国の最大の死亡原因となっているがんについては、昨年、「がん対策基本法」が成立し、平成十九年度予算においては、十八年度補正予算分とあわせ、前年度比約一・五倍の二百二十七億円を確保したところです。引き続き、実効あるがん対策を総合的に進めます。また、総合的な対策が求められている肝炎対策については、平成十九年度予算において前年比約一・五倍の七十五億円を確保し、検査体制の充実、治療水準向上などの対策を推進します。また、シツクハウス症候群や免疫アレルギー疾患について、引き続き、治療法等の研究を推進し、相談体制を充実していきます。

国際的な状況を見ても、新型インフルエンザは予断を許さない状況になってきていますが、ガイドラインの策定、医療体制の確保、抗インフルエンザ薬やワクチンの確保など、新型インフルエンザの脅威から国民を守るべく、万全の対応を講じていきます。

また、新健康フロンティア戦略を年度内を目途に策定し、当該戦略を踏まえて健康寿命の延伸等を図るための施策を推進します。

## 5 障害者の自立・社会参加の推進

障害のある方々が障害のない方々と同じように生活できる社会を目指します。就労へのチャンスを生かすため、雇用・福祉・教育の連携による就労支援を強化します。

また、グループホーム等の充実などを通じ障害者がより安心して生活できるように力を入れてまいります。障害サービスの利用をさらに促進するため、利用者負担の軽減や事業者への激変緩和措置など、三年間で千二百億円の特別対策を実施したところであり、今後とも障害者自立支援法の円滑な運用を図ります。

## (八) 国民的な「食育」運動の推進

「食」の安全性についての関心が高まるとともに、栄養バランスの偏り、糖尿病など生活習慣病の増加等の問題が生じている現状の下で、「食育基本法」に基づいて「食育」を推進することにより、国民の心と体の健康を促進し、豊かな人間性の形成と、健全で安心できる食生活の実現を目指すとともに、食文化の継承、食料自給率の向上に資していきます。

具体的には、健康づくりのための栄養・食生活に関する施策の充実、幼児期の食生活の改善指導の充実、学校における栄養教諭を中核とした指導体制の充実、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発、「教育ファーム」を始めとする農林漁業体験活動の推進、地産地消の推進などを図るとともに、地域において消費者や関係事業者・NPO等との連携を深めながら、「食育」を国民的な運動として推進してまいります。

また、食品の安全性に関する知識と理解を深めることを通じて、安心して健康的で豊かな食生活が営まれるよう、幅広い関係者の参加の下に、意見や情報の交換（リスクコミュニケーション）を積極的に推進してまいります。

## (九) 地方から築く環境立国の推進

### 1 自然と共生する地域社会づくり・地域振興の推進

慣れ親しんだ自然環境や歴史文化を守りながら、地域の活性化を図るようエコツーリズムの普及や定着や温泉の保護と適正利用を推進するとともに、おいしい水、きれいな空気、美しい自然等、その地域が誇る良好な環境を前面に出した地域振興を推進します。

特に、日本を代表する自然を有する国立公園などにおいて、環境を活かした世界水準の観光地を目指した美しい街並み整備に対する自然公園法の特例の導入を進めるとともに、国内外への情報発信を推進します。

世界自然遺産や国立公園などの優れた自然から身近な里地里山まで、特色ある自然と生態系の保全・再生を、地域の多様な主体の参加の下で推進します。

野生鳥獣の適切な保護管理を図るため、農林水産被害や地域住民の生活への悪影響を極力防ぐ対策を推進する一方で、希少種など特に保護が必要な動植物については、野生復帰を含めた保護増殖の取組みを進めます。

### 2 資源循環型の地域社会づくり

資源を循環的に利用する地域社会づくりを促進するため、市町村が広域的に連携して循環型社会に向けた計画を策定し、リサイクルやエネルギー回収のための施設を整備する取組みを支援します。

また、NPOや企業が連携して行う循環型社会形成の実証事業を実施します。

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」を設け一斉に監視活動を実施するなど、不法投棄対策を一層強化します。

### 3 脱温暖化の地域社会づくり



わが国の国際約束である温室効果ガス排出量六%削減の目標達成を目指すなかで、地域における取り組みを活性化するよう、再生可能エネルギー、省エネルギーの面的導入やバイオ燃料の生産・利用の拠点づくり、省CO<sub>2</sub>型のまちづくりへの助成等を行います。

国民の日常生活から温室効果ガスの排出を抑制するため、環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた運動を全国的に展開するとともに、地元の創意工夫を活かした温暖化対策の取り組みを支援します。

#### 4 安全で良好な地域環境づくり

大都市地域における大気環境を改善するため、低公害車の普及促進や、大気環境基準を達成していない局地的な地域に着目し、その地域で効果を発揮する対策の実施、環境にやさしい交通の実現などの自動車排出ガス対策を一層推進します。また、屋上緑化等のヒートアイランド対策に取り組みます。

湖沼、内湾などの豊かな水循環を回復するとともに、豊かな湧水を復活・保全し、人々と水とのふれあいの機会がいつそう充実するよう、総合的な対策を推進します。

工場跡地等の土壌汚染に係る調査・浄化対策を着実に進めていきます。また、地域住民の生命・健康を脅かす環境汚染を未然に防止するため、化学物質対策を推進します。さらに、石綿健康被害者対策、公害健康被害者対策に着実に取り組みます。

身近で良好な環境やそれを守る住民活動を顕彰し、地域活性化を図る取り組みを推進します。

#### 5 美しい環境を壊す漂流・漂着ゴミ対策の一層の推進

河川、海岸に流れ着く漂着物は年々増加するばかりであり、外国由来のゴミもあり、PPP（汚染者負担原則）の適用が困難なため、その処理費用は被害者である地元が負担を強いられ、脆弱な地域財政を圧迫しています。

被害の著しい河川、海岸における地方公共団体の対策についての財政的支援、実態調査及び回収・処理に係わるNPO/NGO支援体制の充実強化や技術開発等を推進します。

船舶からの流出貨物、座礁船等については、国が一時的に処理費用を負担するとともに、原因者を調査特定して請求することも含めた制度の積極的な活用を図ります。

#### 6 環境ビジネスの育成と自発的住民活動の支援

環境を守るための知恵や労力が経済的にも社会的にも報われるよう、金融のしくみを通じて地域における環境活動の促進、環境ビジネスの育成を目指すとともに、商品やサービスを購入する取り組みや契約に当たつての環境配慮を地方自治体や民間に拡げていきます。

また、環境保全に取り組み人材の育成や活動の場の提供を通じた再チャレンジ機会の確保、地域における環境教育・学習を推進します。

さらに、地域において産学官連携による環境技術の開発に取り組みほか、開発事業において環境配慮がなされるよう取り組みを進めます。

(十) 環境・エネルギー問題へ対応した総合的政策の推進

1 エネルギー政策への戦略的取組み

わが国における今後のエネルギー政策の展開は、わが党中心で制定したエネルギー政策基本法に則り、エネルギーの安定供給の確保、環境適合性、市場原理の活用を進めていくことを基本としています。さらに昨年、地球レベルでの持続的社会的の実現と日本のエネルギー安全保障の確立を目標とした「総合エネルギー戦略」を策定し、政府の計画にも反映させています。こうした取組みを通じて、国民経済に照らし、これまでのエネルギー政策全般を総合的に再評価しつつ、歳出構造の見直しを含め、エネルギー政策を推進します。

2 省エネルギー・新エネルギーの推進

省エネルギー技術開発の推進、先進的な省エネ設備・機器の導入支援等により、省エネルギーを一層推進します。また、太陽光発電、風力発電などの新エネルギーについて、コスト削減のための技術開発や実証事業、設備導入の補助等の促進を図ります。さらに、中国をはじめとするアジア諸国への省エネルギー協力の推進等、エネルギー国際協力の戦略的展開を図ります。

3 運輸エネルギーの次世代化

ほぼ100%を石油に依存している運輸部門の燃料を多様化するとともに、エネルギー利用効率を更に向上させる、「運輸エネルギーの次世代化」が、わが国のエネルギー安全保障・環境保全・産業競争力強化の同時達成を図る上で重要な課題です。このため、バイオ燃料の利用促進、クリーンディーゼルの普及促進、電力化・次世代バッテリーのための技術開発、燃料電池・水素の実用化に向けた技術開発、更には、燃料・車体に係る政策のみならず総合的な交通流対策の五つの具体的方策について、わが国の現状に最も適し、最も強みを活かせるような組合わせ・展開を図ります。

4 石油等の安定供給の確保

総合的な資源・エネルギーの確保を図るため、資源・エネルギー分野にとどまらない広範な協力、経済協力の戦略的活用、首脳・閣僚レベルでの資源外交の展開などにより、資源国との総合的な関係強化を図ります。また、国内における安定供給の担い手である石油産業の競争力・経営基盤の強化に向けて、他業種との連携による石油製品の効率的生産体制の確立、今後増加が見込まれる重質原油処理の技術開発、石油販売分野における事業の効率化や高付加価値サービスを提供、土壌汚染防止対策の充実等への支援を行います。さらに、万が一の緊急時に備え、引き続き、石油備蓄制度の運用に万全を期します。

5 原子力に関する信頼回復と安全対策の強化

わが国の原子力施設の安全規制については、その設置前から運転終了後に至るまでの審査・検査や防災対策などについて厳格に実施しています。特に、原子力施設の耐震安全性については、厳格に確認します。こうした取組みについては、地元の皆様を始め国民各位に十分に説明し、一層の信頼を得るよう努め

ます。電力会社におけるデータ改ざん問題については、三月末までにながって  
くる報告を全て精査した上で、地元や国民の信頼回復に向けて、厳正に対処し  
ます。

#### 6 安全確保を大前提とした原子力の推進

エネルギー安全保障、地球温暖化対策の要請に同時に対応しつつ、電力の安  
定供給を確保するため、安全確保を大前提にわが国の基幹電源である原子力の  
開発・利用の促進に取り組みます。また、核燃料サイクルの早期確立や高レベ  
ル放射性廃棄物処分場の確保のため、立地地域住民を含めた国民各界各層の理  
解・信頼獲得にも努めます。

わが国の原子力発電を支える人材・産業の強化にも取り組みます。原子力発  
電施設の安全・安定運転を司る地元の現場技能者や次世代を担う大学の研究者  
等の育成支援を推進します。

高速増殖炉サイクルについては、原子力発電の資源利用効率の飛躍的向上、放  
射性廃棄物の負担の劇的な軽減を実現する技術として、経済性・信頼性・安全  
性の向上のみならず、核不拡散性にも十分に配慮して、実証・実用化に向けた  
研究開発を積極的に進めます。

国民に対しては、情報公開と国民各界各層を対象としたきめ細かな情報提供、  
エネルギー教育の拡充等を推進し、原子力施設の立地地域住民等の理解と信頼  
の増進を図ります。さらに、地域が自立的に発展を図ることができるよう原子力  
施設の地元の立場に立った立地地域振興を図ります。

#### (十一)「世界一安全な国、日本」の復活

わが国の犯罪情勢を見ると、国民の生命・身体・財産等を侵害する一般刑法  
犯の認知件数は、平成八年以降（約百八十一万件）、毎年戦後最多を更新し、平  
成十四年には、戦後最多の約二百八十五万件を記録しました。また、一般刑法  
犯の検挙率も低下し、平成十三年には戦後最低の十九・八％を記録しました。

わが党は、平成十五年の総選挙に際し、「今後五年で治安の危機的現況から脱  
却」することを公約しました。わが党主導により、全国の警察官を大幅に増員  
（平成十四年度からの三年間で一万人）した結果、一般刑法犯の認知件数は、  
平成十五年から減少に転じ、十七年には約二百二十七万件となり、検挙率も二  
十八・六％まで改善されました。しかし、平成十七年の認知件数は、その十年  
前と比較しても約二十五％高い水準にあり、検挙率も四十％前後であった十年  
前と比較すれば明らかに低い水準にあります。

わが党は、公約を達成するため、引き続き総合的な対策を実施し、治安再生  
に全力を傾注していきます。具体的には、全国各地域の防犯ボランティアのバ  
トルールなどの活動を支援するとともに、今年の春までに「空き交番ゼロ」を  
実現します。また、今国会で道路交通法及び刑法を改正し、飲酒運転に対する  
罰則を強化し、地域社会と一体となって、飲酒運転撲滅に取り組みます。今後  
とも、わが党は「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。

## (十二) 災害に強いまちづくりの推進

### 1 安全で安心なまちづくり

気候変動の影響等によって増大する豪雨をはじめとする各種災害から国民の生命・財産を守るため、水害、土砂災害、高潮・津波、地震等に対する対策を総合的に推進するとともに、被災した場合でも被害を最小化するため、各種ハザードマップの整備や避難体制の整備等のハード・ソフト一体となった対策を推進します。また、都市における浸水対策、避難地・防災拠点等となる防災公園の整備の促進、防災上危険な密集市街地のリノベーションを緊急的に推進します。さらに、住宅・建築物、下水道施設、道路等の耐震化を促進します。

また、都道府県が作成している地震防災緊急事業五箇年計画の推進を支援し、避難地・避難路や学校・医療機関・社会福祉施設の耐震化、密集市街地の解消等を推進します。

また、国民の防災意識の啓発、ボランティア活動の環境整備を推進するとともに、企業の防災活動を促進するなど、災害に強いまちづくりを積極的に進めます。

### 2 高齢者等の災害時要援護者対策の充実

お年寄りや障害者などの災害時要援護者の被害を最低限にするよう、市町村を中心とした要援護者情報の共有や避難支援プランの策定などの取組を推進します。

### 3 大規模地震対策の推進

いつ発生してもおかしくない東海地震や今世紀前半にも発生の恐れがある東南海・南海地震及び甚大な被害が想定される首都直下地震などの大規模地震については、広い地域に甚大な被害を及ぼすと想定されることから、防災対策を的確に行うため、観測体制の整備や、建築物の耐震化、津波対策等を強力に推進します。

### 4 大規模水害対策の推進

米国を襲ったハリケーン・カトリーナによる高潮災害をはじめとして、近年、世界的に大規模な水害が多発するとともに、我が国においても集中豪雨が増加傾向にあるため、想定される状況に対して、国民の生命・財産及び経済的被害等を最小限に食い止めるための対策を推進します。

### 5 津波対策の推進

津波からの被害軽減のためには、住民等の迅速かつ的確な避難が重要であることから、海岸堤防等の防災施設や避難施設の整備等のハード対策に併せ、住民等の津波に対する意識啓発、防災教育の充実等のソフト対策を推進します。

また、津波ハザードマップの作成支援や津波避難ビルの整備・指定等を進めます。

### 6 火山対策の充実

近年の有珠山や三宅島噴火等の教訓を踏まえ、富士山をはじめとする全国の

活火山において、ハザードマップや広域防災対策の検討を進めます。また、より効果的な火山防災体制を構築するための火山情報と避難体制のあり方に関する検討を進めます。

#### 7 被災者支援の充実

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給を引き続き推進するとともに、平成十六年法改正時の附帯決議を踏まえ、居住安定支援制度等の充実を図るため、制度の総合的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

#### 8 地域における防災拠点の整備

災害発生時の応急対応の迅速化、情報収集・伝達体制の強化に不可欠な中央防災無線網や防災情報システムを充実・強化します。

また、地震等の広域災害時において各地域の災害対策活動の拠点となり、平時において地域住民に対する防災に関する訓練の場となる総合的な地域防災拠点施設の整備を促進します。

### (十三) 安全・快適で環境にやさしい交通社会の実現

#### 1 道路特定財源の見直し

道路特定財源については、改革の最重要課題の一つとして、一昨年来、精力的な議論が行われ、わが党の意見も踏まえ、納税者の理解を十分得て、真に必要な道路整備は計画的に進め、現行の税率水準は維持し、高速道路料金の引き下げなどによる高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずるとともに、平成二十年の通常国会に所要の法案を提出する事を内容とする「道路特定財源の見直しに関する具体策」を昨年末、政府与党で合意しました。この具体策に沿って見直しを推進します。

#### 2 道路整備等の推進

安全な道路交通環境の実現のため、交通事故重点対策、あんしん歩行エリアなど歩行者・自転車安全対策、通学路等における歩道の整備、駐車対策をはじめとした交通安全施設等の整備、交通の安全対策に資する先進安全自動車（ＡＳＶ）、ノンストップ自動料金收受システム（ＥＴＣ）等の高度道路交通システム（ＩＴＳ）を推進します。

#### 3 快適で地球にやさしく、安全で災害に強い交通の実現

大都市圏を中心とした大気汚染問題の深刻化に対応するため、大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発、圧縮天然ガス車や燃料電池自動車の普及を促進します。陸・海・空を通じた安全管理体制の構築・高度化を推進し、ヒューマンエラーに起因する事故を防止するための技術開発を推進するとともに、台風・集中豪雨雪、地震津波等の自然災害の防止軽減を図るため、次世代気象情報通信処理システムや気象ドップラーレーダーの整備を推進します。また、渋滞による沿道環境の厳しい交差点の立体化を積極的に推進します。さらに、京都議定書の国際約束が達成できるよう交通分野における対策を引き続き

推進します。また省エネ対策の普及・促進を図ります。

#### 4 海上保安体制の充実強化

海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒に適切に対応するため、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇・航空機について早急に代替整備を進めるとともに、巡視勢力の効率的・機動的な運用を図りながら引き続き国民の安全と安心の確保に万全を期します。

#### (十四) 宇宙基本法の制定による宇宙開発の総合的な推進

宇宙基本法（仮称）を制定し、宇宙戦略本部を設置することにより、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

そのため、宇宙条約の定めるところに従い、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会、国際社会の安全確保やわが国の安全保障、産業の振興、先端的な宇宙開発、国際協力等に資する宇宙開発を推進します。

#### (十五) 地理空間情報の高度活用と登記所備付地図の整備

地理空間情報活用推進基本法を早期に成立させた上で、地理情報システム（GIS）と衛星測位（PNT）の連携を通じ、地理空間情報の活用に関する施策を総合的・計画的に推進し、行政サービスの効率化・高度化、新産業・新サービスの創出、弱者保護力の強化、安全・安心や国民生活の利便性の向上、国土の利用・整備・保全等のために地理空間情報を高度に活用する社会の実現を推進します。

また、都市部の地図混乱地域の地図作成を重点として、登記所備付地図の整備事業を強力に推進します。

#### (十六) 男女共同参画社会を目指した社会環境づくりの推進

男女が、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。そのため、男女共同参画社会基本法や男女共同参画基本計画に基づき、女性のあらゆる分野でのチャレンジの支援や、子育てしながら早期の再就職を希望する女性への再チャレンジ支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、配偶者からの暴力や母子家庭等の困難な状況に置かれている女性の自立支援など、関連施策の総合的かつ効率的な推進を図ります。

### 三、世界最高の教育に向けた教育再生の推進

平成十八年十二月十五日、新しい教育基本法が、第六十五回臨時国会において成立し、十二月二十二日に公布・施行されました。この新しい教育基本法の理念を踏まえ、次のような改革に精力的に取り組みます。

1 全ての子どもに、「確かな学力」と、「高い規範意識」を  
家庭や地域の経済状況にかかわらず、日本の将来を担うすべての子どもに基礎・基本を徹底し、自ら考える力などの「確かな学力」と、「高い規範意識」を身に付けさせます。このため、習熟度別指導など個に応じた指導の充実、教える専門家としての使命感と能力を備えた優れた教員の養成・確保、全国学力・学習状況調査による教育の成果や課題の検証とそれに基づく改善、早寝早起き朝ごはん運動の推進などを通じ、塾に通わなくても十分な学力がつくようにします。

#### 2 教員への資質・能力の向上

教員が時代の変化や要請に合わせた教育を行える能力や資質を確保できるように、「教員免許更新制」を導入します。また、優秀な教員は積極的に表彰する一方、不適格教員を教壇に立たせないようにする仕組みを整えます。

#### 3 子どもを安心して遊び学べる環境の整備

いじめに対しては、教育現場での毅然とした対応を徹底します。また、夜間、休日も含めた二十四時間の電話相談体制を整備するなど、子どもたちを守るための仕組みの充実に取り組みます。

子どもたちが一日の大半を過ごす場所であると同時に地域住民の緊急避難場所でもある学校施設について、耐震化を推進します。

放課後や週末に子どもたちが安全で健やかに活動できる居場所づくりを推進する「放課後子どもプラン」を全国の小学校区で実施します。

#### 4 責任ある教育行政体制の構築

教育委員会を廃止し、知事や市町村長が教育行政を担うとすることが民主党の考えですが、わが党は、教育における政治的中立性を引き続き確保しながら、保護者や地域住民の声が一層反映され、教育委員会が本来期待される機能を十分に果たせるようにすべきと考えます。国民から信頼される教育行政の体制が速やかに構築されるよう、教育委員会関係の法律の改正を行い、公教育の再生を図ります。

#### 5 地域に根ざした学校教育の推進

保護者や地域の声が学校運営に直接反映される「コミュニティスクール」の設置を進め、地域の主導により、信頼される学校づくりを一層進めます。「総合的な学習の時間」などを活用し、地域に根ざし、地域の創意工夫を生かした教育を推進します。

#### 6 教育投資の充実と教育の地域格差の防止

教育の地域間格差を防ぎ、全国的な教育の機会均等と公教育の水準を維持するため、義務教育費の国庫負担制度や教科書の無償配布を堅持します。また、

世界最高の教育立国を目指し、国、自治体のそれぞれにおいて教育振興基本計画を策定し、早急に将来にわたって教育投資の充実を図ります。

#### 7 幼児教育の無償化

全ての子どもが力強く生きる力を幼児期から育成するために「幼児教育重視の国家戦略」を展開します。家庭や地域との連携を強化し、幼稚園・保育所の教育機能の一層の充実を図ります。また、「幼児教育の無償化」を目指し、保護者負担を軽減します。

#### 8 地域に根ざした大学改革の推進

競争的環境の中で、それぞれの個性を發揮して多様な学習ニーズに応えられる大学づくりをすすめるため、積極的な取組を行う大学の支援に努めます。また、産学連携を推進するなど、大学が「地域の知の拠点」として、地域の活性化に一層貢献できるようにします。

#### 9 特色ある私学教育の振興

私立学校は、独自の建学の精神に基づく自主的な教育を展開し、わが国の教育の向上に重要な役割を果たしています。私立学校の一層の振興を図り、私学助成の充実に努めます。また、多様な教育を展開する専修学校や各種学校の振興に努めます。

#### 10 教育費負担の軽減

学生の自立を促すとともに、意欲と能力のある者が経済的理由により勉学の機会を失わないようにするため、奨学金事業の一層の充実に努めます。また、塾に通う必要のない公立学校の実現、幼児教育の無償化の検討、扶養控除の充実などを通じ、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

### 四、文化芸術・スポーツの振興と科学技術創造立国の実現

#### (一)「美しい国」実現の基礎となる文化芸術の振興

「美しい国、日本」の実現のため、伝統文化の継承や地域の文化芸術活動の振興を図ります。特に、子どもたちが芸術文化や伝統文化に触れる機会を充実します。また、貴重な財産である文化財を確実に保存・整備し、これを活用した地域活性化の取組を支援します。さらに、地域住民が「文化ボランティア」などにより、積極的に文化芸術活動に参加できる環境を整えます。

#### (二)「生涯スポーツ社会」の実現

スポーツの振興により子どもたちの体力の低下傾向に歯止めをかけ、学校における集団スポーツ活動などを通じて、子どもたちの心身の健全な発達を図ります。誰もが身近にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」を実現するため、総合型地域スポーツクラブの育成などを進めます。



### (三) 未来を拓く科学技術の推進

各地域に大学等を核とする研究開発能力の拠点（知的クラスター）の創成を図るなど、地域に根ざした科学技術振興策を展開し、地域経済の活性化を図り科学技術創造立国を実現します。

また、「安心して暮らせる潤いある豊かな社会」を実現するため、地震等の大規模自然災害、テロ・犯罪等から国民の生命・財産を守る研究開発、基礎研究の成果の社会への還元などを推進します。

### 五、経済の活性化と将来の安心をつくる税制改革

わが党は、少子・長寿化、グローバル化や情報化の進展といった経済社会の変化に適切に対応するため、歳出・歳入一体の税財政改革を果断に実行します。

平成十九年度税制改正においては、わが国経済の足腰を強くし、経済の活性化を促進する観点から、直面する諸課題に取り組みました。同時に、地域格差を縮小する観点から中小企業を中心とした地域経済の活性化を図りました。また、国民の公益に対する共助の精神をさらに引き出すほか、住宅関係等も含め国民生活に配慮する税制措置を講じました。具体的内容は以下のとおりです。

- ・ わが国企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、減価償却制度を国際的に見て遜色のないものとなるよう抜本的に見直しました。
- ・ わが国経済の基盤を支える中小企業の資本蓄積を推進するため、中小企業の留保金課税を廃止しました。また、相続時精算課税制度の特例を拡充し、親から子への株式の贈与による中小企業の事業承継を円滑化します。更に、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用除外基準を引上げました（現行八百万円 千六百万円）。
- ・ ベンチャー企業に対する資金供給を促進するため、対象企業の範囲を拡大するなどエンジェル税制を拡充しました。
- ・ 地域経済に活力をもたらし、地域産業の自立的発展を図るため、地域の特性を活かした産業集積を促進する地域産業活性化支援税制を創設しました。
- ・ 計画的な持ち家取得を促進する観点から、税源移譲に伴い減税効果が小さくなる中低所得者層に配慮し、住宅ローン控除制度を見直しました。また、長寿化社会における住宅のバリアフリー化を支援するため、バリアフリー改修促進税制を創設しました。
- ・ 再チャレンジを支援する寄附金税制を設けるとともに、所得税の寄附金控除の控除対象限度額を引き上げました。
- ・ 子育て支援に取り組む企業に対する優遇措置を設けました。

- ・ 上場株式等の配当及び譲渡益に係る10%の軽減税率は、その適用期限を一年延長して、廃止します。

今後、将来にわたる徹底した歳出改革と経済成長による税收の自然増では応じきれない財政需要については、税制改革により対応しなければなりません。その際、税制は、社会保障財源の安定的確保や、わが国経済の活性化、急速な少子化の進行に対応する子育て支援策等の充実、地方税源の充実等の政策目的の実現に資する役割も求められます。なお、地方税源充実にあたっては、偏在性の少ない安定した地方税財源の構築を目指す必要があります。その上で、税制は、将来世代に負担の先送りを行わないため、基礎的財政収支の黒字化を達成するだけではなく、構造的・持続的に債務残高のGDP比を安定的に引き下げうる体質を備えなければなりません。このような考え方に基つき、本年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成十九年度を用途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいきます。

## 六、行政改革の推進

### (一) 中央省庁改革

二〇〇一年一月六日、内閣の機能強化と効率的な行政をめざした中央省庁改革が実施され、六年が経過しました。当時の中央省庁再編の哲学・理念に基づく機能と現状の検証を行い、新たな日本の国のあり方を担う行政組織の姿とその実現に向けた手法についても議論を深化させます。

### (二) 公務員制度改革

もとより公務員は、国や地方の行政を遂行するための責任と誇り、使命感を持つことが前提で、その制度は、時代の流れや科学技術の進展等に伴い変化する国民のニーズに十分対応でき、かつ、簡素である必要があります。また、公務員の不作為をいさめ、活気とやる気みなぎる職場環境の整備も重要な観点です。

新たな公務員制度の考え方は、第一に、頑張った者が報われる能力・実績主義の導入、第二に、「天下り」を排除する人事・給与構造の再構築と再就職管理の適正化、第三に、人口減少時代に入って、有能な人材を有効に活用するための官民の人材交流という三本柱です。わが党は、この基本方針に基づいて公務員制度改革を断行します。

## 七、平和外交の推進と確かな防衛力の整備

### (一) 主張する外交の推進

第一に、わが国の総合的な「外交力の強化」に取り組みます。安倍内閣の掲げる「主張する外交」を積極的に推進し、外交の諸課題に的確に対処するためには、わが国の総合的な「外交力の強化」が不可欠です。昨年わが党は、マシパワ―・在外公館の充実など外交実施体制の強化、NGO・地方自治体など多様な外交プレイヤーとの連携強化、ODAなど多様な外交ツールの活用などを三本柱とする『中間報告』を取りまとめ、外交力強化の方向性を明示しました。本年は、より具体的な方策を協議し、実施に移すことによって、国益を踏まえた強力な外交を推進します。

第二に、わが国外交の要である日米関係の更なる強化に努めます。大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロ・地域紛争の多発など世界の安全保障の環境は大変厳しく、また北朝鮮問題を考慮すれば、日米同盟を一層強化することが不可欠です。この同盟関係は、日米安全保障条約に基づく協力に限られたものではなく、政治・経済分野をも含む幅広い分野における日米共通の価値観と利益に基づくものです。

第三に、中国、韓国、アセアン諸国等、わが国の存立の基盤であるアジア近隣諸国との緊密な外交を進めます。北朝鮮問題は、東アジアの安全を揺るがす大きな不安材料であり、拉致問題及び核を含む安全保障上の問題などの諸課題に毅然とした姿勢で臨み、その解決に努めます。

第四に、経済連携協定の推進です。わが国の経済連携協定は、シンガポール・メキシコ・マレーシア・フィリピンと着実に進展しています。今後、アセアン諸国、チリ、インド、スイス、GCC(湾岸諸国)など、さらなる交渉の加速化を目指します。また、日中韓の投資協定交渉を推進し、三国の連携強化を図ります。

### (二) 防衛体制の強化

近年、従来のような国家間の軍事的対立を中心とした問題のみならず、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロが重大な脅威になっているとともに、わが国の国際貢献に対する期待が高まっています。

また、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験実施発表、中国による宇宙での人工衛星破壊実験や東シナ海での海洋活動等、注視すべき事態が発生しています。

わが国の防衛については、国民保護法等の武力攻撃事態対処関連法、イラク人道復興支援特措法等を成立させるとともに、防衛省への移行、自衛隊の国際

平和協力活動等の本来任務化を実現しました。これは、わが国の防衛と世界の平和と安定を考える上で、きわめて意義深いものです。

近年の新たな脅威や多様な事態に対処するため、引き続き、防衛体制の強化に努めることが必要です。

そこで第一に、こうした事態に的確に対処するために、「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」を引き続き整備し、統合運用態勢、弾道ミサイル防衛等について更なる強化を進めます。

第二に、日米安全保障体制とそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化します。

日米安全保障体制は、わが国の安全の確保とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎です。この日米安保体制の信頼性を向上させるためにも、在日米軍の再編において、引き続き、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、普天間飛行場の移設・返還等、着実に進めます。

このため、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」を成立させ、周辺市町村への再編交付金を交付するとともに、地域振興のための特別の措置を実施するよう努めます。

第三に、国際平和協力活動等に主体的・積極的に取り組みます。

国際テロや大量破壊兵器の拡散等の脅威は、国際社会が一致協力して対処することが必要です。そのため、わが国は、インド洋での洋上補給活動、イラク人道復興支援活動等を通じて、協力していきます。

さらに、国際平和協力活動等の本来任務化を踏まえ、教育訓練等必要な体制整備を進めます。

第四に、防衛施設庁の廃止・防衛本省への統合、組織改編を行います。

政策機能の充実・強化と地域との接点の拡充を図るとともに、職員の法令遵守、適正な職務執行を確保するため、独立性の高い監査・監察組織を新設します。

わが党は、国民の期待に応え、文民統制の下、国家安全保障確立のための司令塔としての官邸機能を強化し、わが国の防衛体制をより強固なものとし、また、防衛施設の周辺住民が被る負担をできるだけ軽減するため、生活環境の整備などの諸施策の推進に努めます。

八、憲法改正手続法案の早期成立を実現、憲法改正に向けて国民的論議を喚起

日本国憲法はその第九十六条において改正手続を定めているにもかかわらず、そのための具体的な国民投票法制については、日本国憲法が施行されてから六十年近くを経過しようとする今日に至るまで整備されていません。憲法改正国民投票法制の整備は、憲法制定権力の担い手である国民がその権利を行使する制度を整備することであり、憲法改正に対する国民の主権を回復し、真の国民主権を具体化することです。

自主憲法の制定は、わが党立党以来の党是です。わが党は、平成十七年十一月の立党五十年記念大会において、新憲法草案を公表しました。

わが党は、憲法改正手続法案の早期成立を実現し、地方の自主性を尊重する新しい国づくり・ふるさとづくりに向け、国と地方の姿、かたちを語る憲法改正に向けて国民的論議を喚起します。

#### 九、主張する外交で拉致問題の解決へ

わが党は、拉致被害者が全員生存しているとの前提に立ち、北朝鮮向け放送の充実、安否情報収集体制の強化、六ヶ国協議をはじめとする国際連携の強化など総合的な対策を推進し、国家の威信にかけてその全面解決を目指します。

また、帰国された拉致被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、経済的支援をはじめとした総合的な支援策を推進します。

#### 十、領土問題解決への不断の努力、新しい海洋立国の実現

##### (一) 領土問題の解決

わが国に存在する領土問題は、北方領土と竹島問題です。どちらも歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土であることは明白ですが、未だ他国に、不法に占拠されたままとなっています。

今後ともわが国の主張を貫き、相手国に対して粘り強い外交努力を続け、その平和的解決を目指します。

また、政府による尖閣諸島の管理を強化するとともに、東シナ海をめぐる問題については、今後とも毅然とした姿勢で臨みます。

##### (二) 海洋立国の実現

わが国は、国連海洋法条約への加入により、現在、世界第六位の排他的経済水域（四四七万k<sup>2</sup>m）を誇る海洋国家です。わが党は海洋政策の重要性を再認識し、「海洋基本法」を成立させ、総合的な海洋政策を推進することにより、海洋立国の創造を目指します。

## 十一、政治・党改革による清新で責任ある政治の確立

わが党は、責任政党として国家・国民のため活動を続け、国民政党としての体制を確立する活動を行っています。山積する政治の諸課題を解決するため、日々改革することを自らの目的と捉え、一昨年、党改革実行本部を立ち上げ、あらゆる問題にメスをいれ、聖域なき党改革に取り組んでいます。

この決意の下、より開かれた政党を目指し、多くの方々に各級選挙の候補者になっていただくための候補者公募制度の確立、国民の皆様と身近な活動を行うため一緒に考えて考える政策遂行のためシンクタンクの創設、法令遵守のためのコンプライアンス室の設置、更に人材育成、各級選挙制度のあり方、党内の新組織の研究等を行い、全国各地からの情報や双方向のコミュニケーションを大切にしながら、不断の努力を続けています。

とくに、政治資金に関しては、政治活動の自由と政治資金の透明化とのバランスをとりながら、一層の透明度を高めるため、党内において綱紀粛正を徹底します。

また、各地方や各界各層の意見や提言を可能な限り集約し、活動の礎とし、政党や政治団体の政治資金についても全体の推移、実態を見極めつつ、制度の確立に努めています。

国民の安心、安全、安定を求め、多くの国民の皆様が党活動に参加できるよう改革を続けていきます。